

第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 事業指標および目標値一覧表(令和8年4月改訂)

事業No.	事業名	事業概要	第3期				目標値				
			R7 担当課	指標	単位	指標の設定理由 又は できない理由	R7	R8	R9	R10	R11
1	奈良市子ども会議の開催	子どもの意見表明や参加を促進するための取組として、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。	子ども政策課	奈良市の子ども会議参加者の意見表明に対する満足度と自分の意見を言えた参加者の割合	%	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例に定められた事業であり、継続的な実施と、子どもたちが意見表明しやすい環境の提供が重要であるため。また、例年参加人数が取り組むテーマが異なるため事業全体を通した子どもたちの満足度が事業評価に適合である。加えて、子どもの意見表明の場として会議を設けているため事業全体を通し自分の意見を言えたかどうかを事業評価に適用できないと思われるため。 ※子ども会議終了後に行う、最終アンケートで「全体を通して満足ですか?」という問いに対し「満足」と回答した割合と「自分の意見を言うことができましたか?」という問いに対し「十分できた」と回答した割合の平均を第三期計画の指標とする。	80	82.5	85	87.5	90
2	権利擁護事業	子どもの権利を尊重したまちづくりを推進するため、子どもの権利に関する理解を深めたための広報啓発や、既存の事業や相談窓口の充実を図るための研修・情報共有を行います。	子ども政策課	子どもの権利について知っている人の割合	%	令和5年に行った「子どもの権利に関するアンケート」および令和6年に行った「子育てに関するアンケート」にて、子どもの権利に関する認知度が低いことが判明し、子どもの権利を守るうえで、まずはこれを知っている人を増やすことが急務であると考えられる。よって、毎年行う「子育てに関するアンケート」にて子どもの権利を知っている人の割合で認知度の高まりを確保することが重要であるため、(聞いたことがある人を言含む、約80%)	40	45	50	55	60
3	子ども権利擁護推進事業	一時保護もしくは一時保護委託または里親等への委託もしくは施設入所となった子どもを、意見表明支援員が訪問し、子どもが自らの意思や意向を表明する支援をしています。意見表明を支援することで、子どもの権利擁護の推進を図っています。	子ども安課	-	-	本事業により意見表明を行う可否の主導権は子どもにあります。また、表明したい意見があるか否かも、子どもに主導権があります。本事業は、子どもの意見表明の機会を保障するものであり、子どもに意見表明を促すものではないことから、子どもの意見表明の件数を指標とすることに馴染みません。 また、表明された意見は、事業の進捗が必ずしも受け止め、対応子どもに届きませんが、それ以外の子どもの最大の利益を考慮した対応となります。例えば、虐待を受けた子どもが、家に帰りたいと意見を表明しても、子どもの身体・生命に危険がある場合には、子どもが家に帰ることが子どもの最大の利益に反することから、家に帰ることはできず、表明された意見は実現しないこととなります。そのため、表明された意見を実現することが、子どもの最大の利益とはならない場合もあることから、表明された意見の実現率などを指標とすることにも馴染みません。 以上のことから、本事業においては、指標の設定には馴染まないと判断するため。	-	-	-	-	-
4	人権教育の推進	教職員の人格意識の高揚や人権教育の実践的な指導力を養うため、指導方法の工夫改善に関する取組研修等を充実させることで、児童生徒に対する人権教育の更なる推進を図ります。	学校教育課	-	-	研修実施率は100%であり、充実度を図る指標はなく、一面的な捉えで実践力等を図ることができない。	-	-	-	-	-
5	放課後児童健全育成事業	保護者が放校など自宅家庭にいない世帯の小中学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。	放課後児童育成課	入所児童数	人	子ども・子育て支援法第16条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	4,503	4,618	4,737	4,860	4,984
6	放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参加を得てスポーツ、文化活動や交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中心で豊かな学びや育まれる環境づくりを行います。	地域教育課	地域学校協働活動に協力するボランティアの活動人数(延べ人数)	人	地域と学校が連携・協働した事業を推進し、地域全体で子どもを守り育てる仕組みづくりや地域の教育力の再生・地域コミュニティの活性化を目指すには、多くの地域ボランティアの参加が必要であるため、地域学校協働活動に関わる地域ボランティアの活動人数を指標とします。	99,400	102,000	104,600	107,200	109,800
7	教育センター学習室	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験学習等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを促進し、創造性を育みます。	教育支援課	休日の市民向け講座の参加者数と平日の学校開講7月の講座の参加者数	人	学習室を対象としたセンター学習及び親子を対象としたキッズホリデープログラムの実施状況を直接的に示す数値として、年間の参加人数を目標指標に設定する。令和7年度までは、教育現場評価の目標値(3,000人)を第三期計画の目標値とし、以後は前年度比+18.0とし、令和11年度までには13,711人(送迎バス乗降まで最も多いセンター学習の参加者数(平成31年度:1,555人)とキッズ学びのフロア開設以後で最も多いセンター学習の参加者数(平成28年度:12,156人))を超えることを目標とする。	13,000	13,180	13,360	13,540	13,720
8	青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中で野外活動レクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。	地域教育課	市営青少年野外体験施設の利用者数	人	魅力的な事業展開や広報活動の拡充により、黒髪山キャンプフィールド及び青少年野外活動センターの利用者数の増加を目指す。	11,050	11,050	11,050	11,050	11,050
9	児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめじます。また、安全面を第一に、施設の高齢化具合などにより優先順位をつけて、計画的に整備を進めます。	放課後児童育成課	児童館(4館)の利用者数	人	地域の中での子どもの居場所、遊びの拠点として機能しているが、また、子育て支援の拠点として乳幼児とその保護者に対して遊びや交流の場を提供するという目的をどの程度果たしているかを把握するため、児童館(4館)の利用者数を指標として設定した。	25,606	25,329	25,055	24,784	24,516
10	スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに関心し、取り組みがかりとなる場を創出します。	スポーツ振興課	参加人数	人	多目的スポーツを体験していただける「スポーツ体験フェスティバル」は、幼・少年から高齢者まで幅広く参加ができる事業であり、参加者数は市民のスポーツ活動への関心を高めることが出来ると考えられる。	2,500	1,800	1,800	1,800	1,800
11	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの裾野的な活動を促進します。	スポーツ振興課	スポーツ少年団加入率	%	青少年の心身の健全な発達と、子どもたちの体力向上を図ることを目的としている事業である。スポーツ少年団加入率(小学生)に対する加入率により指標を設定している。	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1
12	子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸術等、文化に触れる機会を設けます。	文化振興課 観光振興課奈良市にざきり室	事業のべ参加人数	人	奈良市が直接行う文化事業については事業指標No.7及び76で回答を行うため、ここでは文化施設及び観光施設等が開催した事業のみをピックアップする。継続的な文化振興のためには、次世代の文化教育が重要である。べ参加人数を設定することで子どもがどれだけ文化に興味を持ち参加まで至っているかを把握することができるため。	65,500	68,000	70,500	73,000	75,500
13	アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を行い、子どもたちが芸術文化に関心する機会を充実させます。	文化振興課	事業のべ参加人数	人	近年多種多様なニーズが生まれる中、文化教育においては、より活動的な取り組みが求められる。継続的な文化振興のためには、次世代の文化教育が重要である。べ参加人数を設定することで子どもがどれだけ文化に興味を持ち参加まで至っているかを把握することができるため。	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400
14	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を提供します。また、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、関係機関と連携して支援を行います。	子ども育成課	延べ利用者数	人(1日あたり)	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童数に十分な対応をしていく必要があるため、1日あたりの延べ利用者数を指標として設定した。	-	20	20	20	20
15	おはなし会の実施	乳幼児向けおはなし会及び子ども向けおはなし会を実施することで、子どもが本と触れ合い、読書に親しみ機会を設けます。	中央図書館	おはなし会の参加人数	人	「第二次子ども読書活動推進計画」の事業の一環であり、より多くの子どもたちが本と親しむ機会を整えることが大切であるため。	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
16	子育て支援図書館送貸出サービス	6歳以下の未就学児に対し、無料で図書館送貸出サービスをおこない、育児で外出することが困難な場合でも、非課税で図書館に借れてもらう機会を増やします。	中央図書館	図書館送貸出サービスの利用件数	件	子育て支援を目的として、育児で図書館に来館することが困難な子育て世帯に対し、6歳以下の未就学児と保護者が図書館と触れ合う機会を増やすため。	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
17	通学路整備事業	通学路の安全を確保するため、「奈良市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携し合同点検を実施し、安全対策を実施します。	教育総務課	奈良市通学路交通安全プログラムにおける危険箇所対策率	%	「奈良市通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者、警察、学校関係者、PTA代表、地域の代表者と共に通学路の合同点検を実施し、要対策箇所を決定しています。道路管理者や警察において、要対策箇所決定の翌年以降に対策を実施しているため、前年度以前3年度の対策実施率の平均値を目標値として設定し管理することで、円滑な対策実施を推進し通学路における交通安全の向上につなげます。	88	90	91	92	93
18	公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風景・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。	公園緑地課	管理する公園などの数	箇所	公園施設を適正に維持管理していく事業であり、市民が安全で安心して利用できるよう、公園施設を継続的に維持補修していくことが重要であるため。	649	652	655	658	661
19	公園整備事業	都市公園の緑年劣化による遊具等の公園施設の更新を行います。	公園緑地課	奈良市公園施設長寿命化計画の達成割合	%	令和6年度に新たな公園施設長寿命化計画を策定した事業であり、公園の利用形態の変化や利用者のニーズの把握に努めながら、安全で安心して利用できるよう継続的な公園施設の整備が重要であるため。	10	20	30	40	50
20	キッズゾーン整備事業	「キッズゾーンの設置に関する基本」に基づき、市内の保育所等周辺において、キッズゾーンを設定し、周知のため路標標示を行います。	幼児こども園課	キッズゾーンの路標標示	箇所	数字等の園外活動等の安全を確保するため、保育所等の対象施設の周辺道路において自動車の運転手等に対して注意喚起を行うことが重要であり、対象施設の周囲半径500メートルを原則としてキッズゾーンを設定し、必要な箇所に路標標示を行っている。各園からの要望に基づき、キッズゾーン路標標示を設置することが妥当であり、その設置箇所数も最も事業評価に適合であると思われるため。	10	10	10	10	10
21	不妊治療等助成事業	不妊治療を行っている夫婦に対して、経済的な負担の軽減を行うとともに、少子化対策の推進を図るため、不妊治療等に要する費用を助成します。	母子保健課	申請件数	件	令和7年度から新たに「奈良市一般不妊治療費助成事業」と「奈良県不妊治療費助成事業を行う市町村への補助事業(奈良県関係助成)」の2種類の事業が並行して実施され、申請件数が事業評価として適切であると思われるため。	一般不妊: 946 奈良県不妊: 630	一般不妊: 946 奈良県不妊: 630	一般不妊: 946 奈良県不妊: 630	一般不妊: 946 奈良県不妊: 630	一般不妊: 946 奈良県不妊: 630
22	母子健康手帳の交付	医療機関で妊婦判定を受け、妊娠届出をされたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊婦の妊歴、おなかの具合の把握、予防接種の記録等大切な成長記録になります。また、妊婦期からの健康づくりに関する情報を提供します。	母子保健課	妊娠11週以内での妊娠届出割合	%	成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に基づく基本的な方針をふまえた奈良市母子健康活動計画で定められた目標値であり、妊婦等に対して早期の妊娠届出の勧奨を行うことで、妊婦の健康管理の充実及び健康づくりに関する情報を提供し、適切な対応を図ることができると考えられるため。	96	96	96	96	96
23	妊婦等包括相談支援事業	妊婦期から出産・子育てまで一貫して身近で相談し、様々なニーズに即した必要な支援に不可欠な体系的相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。	母子保健課	妊婦届出時から乳幼児全戸訪問事業までの保健師等専門職による面談(オンライン等含む)回数	回	妊婦期からの切れ目のない支援に向けて、保健師等が妊婦届出時から乳幼児全戸訪問事業までの期間に個別に面談して情報提供及び相談等を面談で行う。国の第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出数の考え方に基づき面談回数とすることが事業評価に適切と思われるため。	4,726	4,434	4,160	3,903	3,661
24	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査における費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母及び胎児の健康の保持・増進を図ります。	母子保健課	受診件数	件	国の第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出数の考え方に基づき受診件数とすることが事業評価に適切と思われるため。	25,620	25,046	24,556	24,164	23,758
25	親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防につなげる。地域での孤立予防を図ります。	母子保健課	参加者数	人	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ることを目的に教室を実施しており、教室の参加者数が事業評価として適切であると思われるため。	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
26	産婦健康診査事業	産後うつや新生児入りの虐待予防等を図るため、産婦健康診査の公費負担を実施します。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠前から子育てにわたる切れ目のない支援体制を整備します。	母子保健課	受診件数	件	産婦健康診査の公費負担を実施しており、事業評価として受診件数が適切であると思われるため。	3,660	3,578	3,508	3,452	3,394
27	産後ケア事業	生後1歳未満の乳児及びその母親を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ(宿泊型)、産後ケア(日帰り型)、産後アウトリーチ(訪問型)により、安心して子育てができるよう助産師等がケアのサービスを提供します。	母子保健課	年間延利用者数	人日	令和元年の母子保健法改正に伴い、令和3年度から産後ケア事業の実施が市区町村の努力義務となり、対象者を「産後ケアを必要とする」との見直しと、産後1歳未満の養育者と乳児とした。国の第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出数の考え方に基づき年間延利用者数とすることが事業評価に適切と思われるため。	800	800	800	800	800
28	1か月児健康診査	生後後もない赤ちゃんの健康確保及び増進を図ることを目的として、育児・栄養状態の確認、先天性の病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類の確認等を目的として行う1か月児健康診査を実施し、育児に関する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	母子保健課	受診率	%	1か月児健康診査は令和7年度からの新規事業であり、円滑に実施できるよう体制整備をするとともに、受診率0%を目指すことが事業評価に適切であると思われるため。	90	90	90	90	90
29	乳児家庭全戸訪問事業(二にんにはちちゃん訪問)	生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、子育てに必要な家庭に対しては訪問を行い、先住民の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子ども健康の育成を図ります。	母子保健課	面談人数	人	子どもにやさしいまちづくりプランに定められた事業であり、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出数の手引きにおいて、量の見込みが示されており、それを遵守して実施する必要があるため、生後4か月までに対象者全戸に面談を実施することで、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い孤立化を防止し、必要な支援を必要とする家庭に届けることを目指します。	1,830	1,789	1,754	1,726	1,679

第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 事業指標および目標値一覧表(令和8年4月改訂)

第3期						目標値					
事業No.	事業名	事業概要	R7 担当課	指標	単位	指標の設定理由 又は できない理由	R7	R8	R9	R10	R11
30	4か月児健康診査(乳児一般健康診査)	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4か月児健康診査を各医療機関で実施することで、小児科医にかかる機会を確保し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。	母子保健課	未受診者把握率(参考指標:健診受診率)	%	乳幼児健康診査については、受診率を把握することに加え、未受診者を全数把握し、支援必要者を早期発見し早期支援につなげられるような取り組みを継続して行っている。奈良市母子保健活動計画でも未受診者把握率を指標として設定しているため。	100	100	100	100	100
31	10か月児健康診査(乳児一般健康診査)	生後10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	未受診者把握率(参考指標:健診受診率)	%	乳幼児健康診査については、受診率を把握することに加え、未受診者を全数把握し、支援必要者を早期発見し早期支援につなげられるような取り組みを継続して行っている。奈良市母子保健活動計画でも未受診者把握率を指標として設定しているため。	100	100	100	100	100
32	1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	1歳7か月児に対して健康診査を行い、疾病・障害・発達の違い等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	未受診者把握率(参考指標:健診受診率)	%	乳幼児健康診査については、受診率を把握することに加え、未受診者を全数把握し、支援必要者を早期発見し早期支援につなげられるような取り組みを継続して行っている。奈良市母子保健活動計画でも未受診者把握率を指標として設定しているため。	100	100	100	100	100
33	3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視覚聴覚などの障害や疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、障害等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	未受診者把握率(参考指標:健診受診率)	%	乳幼児健康診査については、受診率を把握することに加え、未受診者を全数把握し、支援必要者を早期発見し早期支援につなげられるような取り組みを継続して行っている。奈良市母子保健活動計画でも未受診者把握率を指標として設定しているため。	100	100	100	100	100
34	フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、2歳0か月児の希望者を実施します。歯科健診と歯みがき指導を併せて実施します。	母子保健課	塗布者数	人	母子保健課及び歯科口腔保健の推進に関する法律のなかで、むし歯予防の対策が推進されている。幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのためには、フッ化物塗布事業の継続実施が効果的であり、塗布者数が事業評価に適切と思われるため。	450	450	450	450	450
35	乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 ・個別接種 ・ヒブ感染症(生後2か月～5歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後2か月～5歳未満) ・BCG(1歳未満) ・5種混合(生後2か月～7歳6か月未満) ・4種混合(生後2か月～7歳6か月未満) ・三種混合(生後2か月～7歳6か月未満) ・二種混合(1歳～13歳未満) ・不活化ポリオ(生後2か月～7歳6か月未満) ・麻疹(乳児・幼児)Ⅰ 第1期(1歳～2歳未満) 第2期(年長児) ・水痘(1歳～3歳未満) ・日本脳炎 第1期(生後6か月～7歳6か月未満) 第2期(9歳～15歳未満) ・ヒトパピローマウイルス感染症(小学6年生～高校1年生相当の女子) ・B型肝炎(1歳未満) ・ロタウイルス感染症(ロタリックス:出生6週0日後から出生24週0日後まで ロタテック:出生6週0日後から出生32週0日後まで)	健康増進課	定期接種(A種疾病)の接種率(%)※子宮頸がん予防ワクチンを除く。	%	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、子どもの健康的な生活を守るためには、一定以上の予防接種率を維持することが必要となるため。	95	95	95	95	95
36	妊産婦・乳幼児健康相談事業	安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。地域の関係機関と協働しながら、妊産婦から切れ目のない支援を行います。	母子保健課	来所相談で満足できた人の割合	%	悩みや問題が解決し、安心して妊娠・出産・育児が行えるように満足できた人の割合が事業評価として適切であると思われるため。	100	100	100	100	100
37	発達支援	主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査を通じて、子どもへの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医師や療育に繋ぎ、発達を支援します。	母子保健課	発達相談の対応数	人	発達に支援が必要な児に対して適切な支援を実施するきっかけとして発達相談を実施し行うため、主に1歳～3歳までの児を当該で担当している。発達支援としては発達相談の相談者数が事業評価に適切と思われるため。	270	270	270	270	270
38	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。	医療政策課	全診療時間に対する小児科医配置時間	%	子どもの急病に対応するための休日・夜間の緊急医療体制の充実を図るには、診療時間における小児科医の診療時間の維持が必要であるため。	62	62	62	62	62
39	妊婦・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。	医療政策課	-	-	救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保が重要であり、患者受付件数等は指標としてとてくれないため。	-	-	-	-	-
40	育児等過労支援事業(こども誰でも過労対策)	月一定期間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる育児等過労支援事業(こども誰でも過労対策)を実施し、すべての子どもへの育ちを応援し、子どもの負担や育児負担を軽減するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形での支援を強化します。	幼児こども課 子ども給付課	必要定員数	人/日	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	67	65	63	61	58
41	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力により教育・保育施設及び地域型保育事業の整備を行います。	子ども政策課 幼児こども課	3号認定の利用定員数(4月1日時点)	人	子育てと仕事の両立が難しいことの一因の一つが、希望する保育所等の入所について全ての保護者のニーズに対応できていないことであり、待機児童の解消に向けて必要な地域及び年齢児に応じた提供体制を整える必要がある。また、国によっては利用定員数と実際の在園児数に乖離が生じている場合があるため、実際に合わせた利用定員の適正化を図りつつ、特に待機児童数の大部分を占める0～2歳児で構成される3号認定子どもの利用定員数の確保に努めるため、この定員数を指標とする。	3,296	3,323	3,325	3,334	3,334
42	市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編計画」に基づき、民間活力を最大限に活用(いわゆる民間移管)することを中心に、市立幼稚園・市立保育所・市立こども園の再編の取組を進め、就学前児童のよりよい教育・保育環境の整備を図ります。	子ども政策課 幼児こども課	民間移管園数の累計	園数	本市で「すべての子どもが幸せに生き、夢と希望をもって成長することができるまちの実現に向け就学前児童のよりよい教育・保育環境の整備を積極的に進め、その主な手法として奈良市幼保再編計画」に基づき、民間活力を最大限に活用(いわゆる民間移管)することで、市立園では対応が難しい教育・保育ニーズへの対応や就学前児童の適切な集団規模の確保をすすめる取組を行っているため。	10	11	12	13	14
43	幼稚園等の一時的かり事業	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時的かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。	幼児こども課	年間延べ利用者	人/日	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	114,836	114,669	114,502	114,336	114,170
44	保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。	幼児こども課	年間利用人数	人	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	2,612	2,775	2,938	3,101	3,264
45	休日保育事業	保育所等において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。	幼児こども課	休日保育延べ利用者数	人	休日保育を必要とする保護者の保育ニーズへの対応を評価する指標として、休日保育の利用者数が適当であるため。	480	480	480	480	480
46	夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。	幼児こども課	夜間保育延べ入所者数	人	夜間保育を必要とする保護者の保育ニーズへの対応を評価する指標として、夜間保育事業を実施する施設の入所者数が適当であるため。	480	480	480	480	480
47	こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分認識し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のニーズに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。	幼児こども課	開催回数	回	毎年度、園内外で一定回数の研修を実施して職員の資質の向上を図り、教育・保育の質の充実につなげるため。	26	26	26	26	26
48	こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。	幼児こども課 学校教育課	-	-	校区等によって交流や研修等の連携の持ち方や回数等が異なり、統一的な指標を設定することは難しいため、指標の設定は行わない。	-	-	-	-	-
49	特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対して必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。	幼児こども課	-	-	特別支援教育及び支援体制の充実を図っているが、これを数値化することは難しいため、指標の設定は行わない。	-	-	-	-	-
50	こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指す。食育において、食動・食生活・食育に関する共に、食育だより等を通して保護者への啓発を行うことにより、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	幼児こども課	食育だより発行回数	回	定期的に保護者を通じた食育の啓発を行うために、発行回数の評価が適切であるため。	4	4	4	4	4
51	こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーに配慮した安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。	幼児こども課	「食育の日」の実施	回	園と家庭が、共に乳幼児に必要な栄養と食事バランスを中心に子どもの健康づくりを含めた食育を行うことが不可欠である。給食においては毎月「食育の日」を設け、食物アレルギーに配慮した上で食事バランスを基本とした食テーマをもとに継続実施することが重要であり、実施回数をもって評価を行うことが妥当であるため。	12	12	12	12	12
52	民間保育所等運営補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。	幼児こども課	入所児童数	人	保育士の処遇改善及び保育内容の充実のため、継続的な事業の実施が重要である。またその指標として、入所児童数が適当であると考えられるため。	6,702	6,583	6,521	6,374	6,303
53	保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価及び保護者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を保護者や子どもとの視点から見直し改善します。	幼児こども課	第三者評価又は関係者評価を実施する施設数	園	第三者評価又は関係者評価を実施することで、教育・保育の質の充実につなげるため。	55	56	56	56	56
54	私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。	幼児こども課	1園あたりの在園児童数	人	本補助金の対象(私立学校法に規定する学校法人が、学校教育法の規定による認可を受けて、本市に設置する幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する認可を受けたものを除く。))から子ども・子育て支援制度へ移行する幼稚園のことも踏まえ、全体の在園児童数ではなく、1園あたりの在園児童数で正確な推移を確認することであるため。	89	89	89	89	89

第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 事業指標および目標値一覧表(令和8年4月改訂)

事業No.	事業名	事業概要	第3期			目標値					
			R7 担当課	指標	単位	R7	R8	R9	R10	R11	
55	地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちを育てる体制をつくり、子どもたちの教育活動の充実を図ります。	地域教育課	地域学校協働活動に協力するボランティアの活動人数(延べ人数)	人	地域と学校が連携・協働した事業を推進し、地域全体で子どもを守り育てる仕組みづくりや地域の教育力の再生、地域コミュニティの活性化を目指すには、多くの地域ボランティアの参加が必要であるため。	99,400	102,000	104,600	107,200	109,800
56	学校DXの推進	子どもたちが活動する場面でICTを基盤とした活動を進められるよう教職員への支援や研修等を行います。	教育DX推進課	「教員のみ」で活用指導力の4観点について取り組める「楽しくやることができる」と回答した教員の割合	%	前計画比を定後、GIGAスクール構想が始まるなど、学校を取り巻くICT環境が大きく変わり、特定の目的にICTを活用するのではなく、ICTを基盤とした活動ができるよう、教員への支援や研修を行うため。	93	95	97	100	100
57	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進(学校の自己評価)	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課	—	—	実施率は100%であり、評価内容は多岐にわたるため指標の設定は難しい。また、評価の内容は毎年HPにて公開している。	—	—	—	—	—
58	学校運営協議会制度(コミュニティスクール)の運用	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会で、学校運営及び運営に必要な支援に関して協議を行うことにより、地域の意見を学校運営に反映させ、地域と共にある学校づくりを実現するとともに、学校運営の一層の改善を図ります。	地域教育課	—	—	協議内容が校内で共有されているか、協議結果に基づく方針の検討を行う体制が学校にあるかどうかといったことが指標として考えられるが、現在、教員の働き方改革が推進されている中で、このことを踏った新たなアンケート調査を実施することが難しい。	—	—	—	—	—
59	教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教職員一人一人の指導力に応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。	学校教育課	奈良市教職員研修講座に係る満足度	%	すべての子どもたちの可能性を引き出す多様な学びを保障するため、一人ひとりの子どもを大切にしたい授業づくりや学びづくり等教員としてのスキルアップを目指した事業であるため。	98	98	98	98	98
60	日本語指導が必要な外国人の児童生徒への支援	「開田・外国人児童生徒及び外国にルーツをもつ児童生徒」に対する日本語指導の取組を進めます。	学校教育課	無し	—	日本語指導が必要な児童生徒の学習活動への参加を保障するための派遣であり、対象児童生徒はそれぞれの状況が多様であるため、一律の数値目標を設定することは難しいため。	—	—	—	—	—
61	教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、不登校などの相談にはカウンセラーを、特別支援に関わる相談には教育発達支援相談員を配置、各校においてスクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。	教育支援課 特別支援教育推進課	教育支援センターにおける来所教育相談の件数(回)	人	教育に関するいろいろな相談に対応し、来所教育相談回数が増えることにより教育相談事業が周知され市民の生活環境の改善や向上に繋がる。そのことから、不登校児童生徒のための相談や支援、特別な支援を要する児童児童生徒のための相談や言葉の指導、発達検査などの来所による教育相談の件数を指標とする。	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250
62	特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員及び検査員を配置し、特別な支援を必要とする児童児童生徒一人一人に適切な相談の実施を図ります。また、特別支援学校・通級指導教室など、地域の学校において特別な支援を必要とする児童児童生徒の学びの場の充実に向けて、訪問支援・研修・資料提供などの学校支援を進めます。	特別支援教育推進課	インクルーシブ教育推進相談員などが市立小中学校に訪問指導助言した回数	回	令和8年度(2026年度)までの通級指導教室全館設置を踏まえて、奈良市は通級指導教室の新設など通級による指導の充実を推進して来た結果、令和7年度(2025年度)に市内小中学校での通級による指導を実現した。令和8年度以降は、市立小中学校に訪問し、教員に指導助言などを行っているインクルーシブ教育推進相談員などの専門の相談員が行う学校支援事業などを通して、各校における特別支援教育の指導・支援体制の充実を目指していくため、インクルーシブ教育推進相談員などが市立小中学校に訪問指導助言した回数に指標とする。	50	50	50	90	110
63	すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良市の青少年相談センター」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年々増加する電話による相談業務を行います。	—	すこやかテレフォン相談件数	件	すこやかテレフォン事業は、専門の相談員が電話による相談・支援を行うものであり、相談しやすい環境を整えることが必要であるため、相談件数が最も事業評価に相当であると思われる。	750	750	750	800	800
64	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO等が連携して協力し、特に性行動が活発化する若年層を中心に啓発事業を推進します。また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。	保健予防課	—	—	啓発については市内にある高・中・大・学・専修学校に対して実施しており、現状維持が、学校の統廃合で学校数が今後減少していく中で、今以上の増加は見込めない。また、相談や検査については、奈良市を含め各自治体が匿名で、居住地に関係なく行っており、当市の相談・検査件数の増加が市民への知識や予防行動の普及効果を反映しているとは言えないため、指標設定は望ましくないと考える。	—	—	—	—	—
65	20歳未満の者の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。	医療政策課	20歳未満の者への啓発配布人数	人	たばこから子どもたちの健康を守るためには、学校等の協力を得て啓発教育を行うことが効果的かつ効果的であり、学校等を通して啓発物を配布することが有効であると考えられるため。	2,500	2,400	2,300	2,200	2,100
66	思春期保健対策(性)	性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行えるように相談支援を適切に提供するとともに、各課に依りて連携体制の充実を図ります。	母子保健課	—	—	連携体制の充実度は数値化することが難しいため指標の設定は行わない。	—	—	—	—	—
67	いじめ等に関する相談	「いじめをはじめとする様々な課題で悩むことなく、安心して学校生活を送ることができるよう、電話相談、メール相談、SNS相談を行っています。	いじめ防止生徒指導課	いじめを受けた子ども、誰かに相談できた子どもの割合	%	年々、いじめの認知件数が増加している現状を鑑み、子どもたちが安心して相談できる環境を整え、いじめ事案に早期に対応するための体制構築に努めるため。	85	85	90	95	100
68	スクールソーシャルワーカー	市立学校スクールソーシャルワーカーの活用についてガイドラインと共に相談し、各校の実情に応じた児童生徒の困りごとに応じ、教職員と共に対応する。	いじめ防止生徒指導課	スクールソーシャルワーカーを介して学校と児童生徒との接点の増加	%	生徒指導事業への対応については、児童生徒理解をもとにした支援が必要であり、そのためには学校とスクールソーシャルワーカーが協議をして支援方法を検討する必要がある。その検討の場がケース会議であることから、ケース会議の件数(1人につき1件とする)をもとにした児童生徒の状況が改善したものを指標とする。	10	15	20	25	30
69	不登校支援事業	教育センターでは、学習活動を中心とした支援を行う「教育支援センターHOP」や、体験活動を中心とした支援を行う「公設フリースクールHOP青山」(R3年11月開設)、公設フリースクールHOPあやめ池(R5年4月開設)、そして各校フリースクール(R6年度に中学校4校)を設けて、不登校児童生徒一人一人の状況や課題に応じたきめ細かな対応と、学校や家庭と連携した支援を行っています。関係機関や関係団体との連携した支援も重要となることから、それらもふまえた取組を進めていきます。	教育支援課	奈良市不登校サポート事業の在籍者数	人	全国的に不登校児童生徒数が年々増加する中、文科省の「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」では、不登校の児童生徒全ての学びの確保し、学びたいと思った時に学ぶ環境を整えることを目指している。本市では、公設フリースクールや教育センターは学校以外の学びの場として重要な役割を果たしており、在籍者数も増えている状況である。そこで、本市では学校以外の場からの学びの場や場所につなげている不登校児童生徒は、「不登校サポート事業の在籍者数」とし、指標として設定する。	170	170	170	170	170
70	若者サポートセンター「Restartなら(リスタート)」	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就職をしない若い若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が学び直しや就労などの相談に対応しています。支援にあたっては、分野横断的な支援や、関係機関と連携し、それぞれの専門性を活かしたきめ細かな支援を目指しています。令和2年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども若者支援協議会」を設け、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋がるように努めています。	福祉政策課	—	—	総合計画においてははつがかりポスターの設置数を指標に設定しているが、個々の課題解決に直接結びつかなるものではなく、課題改善、解決のための支援内容の充実こそ目指すべきであり、該当する指標は無い。	—	—	—	—	—
71	中学生・高校生等海外海外応援プロジェクト補助金事業	将来の夢を叶えるために海外で探究学習をすることにより、学生時代に多様な経験と自ら考え行動できるような体験をすることでグローバルな視点で物事を考える能力を備えながら、自らの力で未来を切り開くチャレンジ精神を身につけることを目的とし、それに伴う海外での活動に関する経費の一部を補助します。	地域教育課	書籍贈与とプレゼンテーション審査を経て応募者となる生徒数	人	中学生・高校生等が自ら考え行動できるような体験をすることでグローバルな視点で物事を考える能力を備えながら、自らの力で未来を切り開くチャレンジ精神を身につけることを目的とし、それに伴う海外での活動に関する経費の一部を補助します。	4	4	4	4	4
72	高校生観光特派員事業	奈良市の伝統行事やイベントの取材、日々の自主活動などを通して、「奈良の良いところ」を学生目線で発見して頂き、SNSで情報発信し、奈良ファンを増やすことを目的としています。これからの奈良の未来を担う世代が奈良市の観光について情報発信をしていくことで、同世代若い世代による奈良市の観光資源や事業に興味関心を持ってもらい、観光資源の保全に対する意識の向上だけでなく、伝統文化や観光産業の保護、発展を目指しています。	観光戦略課	奈良市観光戦略推進公式Instagramでの高校生観光特派員による①投稿数②いいね数	件	奈良市は奈良市に在住・在学の高校生の目線から奈良市の観光をPRしてもらうものであり、情報発信については高校生観光特派員に当該が案内するFWのレポート及び日常生活の中で見つけた奈良の良いところを情報発信していただくことで、同世代若い世代による奈良市の観光資源や事業に興味関心を持ってもらい、観光資源の保全に対する意識の向上だけでなく、伝統文化や観光産業の保護、発展を目指しています。	①50 ②12,000	①60 ②15,000	①70 ②20,000	①80 ②28,000	①90 ②40,000
73	学生向け創業機運醸成事業	何から始めたいと考え、起業準備中の学生(主に大学生)を対象に、市内における「しごと」の多様な選択肢を提示し、起業準備のための1つとして考える機会を創出するためのプログラムを実施します。奈良での就職や帰郷に挑戦する意欲を高め、将来的には市内での就職や起業に繋がることが目指します。	産業政策課	学生向け創業機運醸成事業に関するプログラム等の参加者数	人	学生の数が多いもの大学卒業後の就職に準じ、学生の県外流出・県外就労が課題の1つであり、これらの属地定着に向けた取組が必要である。そこで学生を対象に、市内における「しごと」の多様な選択肢を提示し、起業準備のための1つとして考える機会を創出することで、何かに挑戦する意欲を高め、将来的には本市での就業や起業に繋がることが目指しており、プログラム等の参加者数を指標にすることが妥当であると思われるため。	30	30	30	30	30
74	地域に飛び出す学生支援事業	奈良市内で地域活性化や地域課題解決のための活動を行う学生団体に対し、活動の補助を行い、若者が地元住民や地域、地元企業など多様な主体と繋がりが生まれ、地域への愛着の醸成等の促進を目指します。	総合政策課	奈良市に住民拠出費として20歳未満の割合(市民課調査)	%	本市では20代以降の転出超過が課題となっており、20歳代の定住促進を目的に事業を行っている。奈良市第5次総合計画と基本的な考え方や方向性が共通する第2期奈良市総合戦略(奈良市の創生に向けた施策推進のための目標及び基本的方向等を位置付けた計画。令和4年3月策定)の重点目標達成指標のうち、当該指標を設定することは、最も事業評価に相当であると思われるため。	60	60	60	60	60
75	NARA ARTS BRIDGE for Youth	高校生から25歳未満の青少年が、独自の海外への海外へ海外渡航するプログラムと、奈良県内で行う国内での日本文化交流プログラム等を行い、国際文化交流を実施しています。	文化振興課	応募者数	人	当該プロジェクトは相手国との調整により交流人員が決まり、参加人数等の目標は立てづらいため、応募者数を設定する。	26	30	34	38	42
76	奈良市アートプロジェクト古都奈良	公募で募集した中学生・高校生が、プロの演劇人の指導のもと、創作から舞台公演までの活動を通じ、表現する喜びを体感する青少年劇団のプログラムを実施しています。	文化振興課	募集人員に対する参加者の割合	%	古都奈良奈良市が行う文化事業の総称であり、子供向けから大人向けの様々な事業が開催される。本計画においては、そのうち「青少年演劇」をピックアップする。なお演目により定員が異なるため、募集人員に対する参加者数の割合を目標値に設定する。	68	71	74	77	80
77	大学生向けライフキャリア講座	将来の進路や職業選択を考える大学生に対して、結婚や家族、仕事について考え、自らのライフデザインを設計してもらうための講座を大学の授業内で開催します。	共生社会推進課	仕事と家庭を両立したいと考える学生の割合	%	令和8年に子育てしながら働く母親アンケートを実施した結果、「家事育児と仕事の両立が困難であるため仕事を辞めた」「子育てしながら働く中で改善を望むことがある」などの回答を得た。そのため、関係する前的大学生に、家事育児と仕事の両立について前向きに考えてもらうことを目的に設定する。	80	80	80	80	80
78	出会い結婚支援事業	多様な価値観を尊重しつつ、結婚を希望する人がその望みを入れることができるよう、様々な出会いの場での支援を検討・実施することで、結婚に向けた機運醸成を図ります。	子ども政策課	希望どおりの出会いや結婚に向けた後押しとなったと感じた人の割合	%	出会いの機会・場の提供によって、結婚を希望する者の新たなつながりの可能性を創出する最前線の事業であるため、それが実際に自身に提供されたと感じた人の割合が指標として妥当であるため、(国の地域少子化対策重点交付金KPI)を指標とする。	70	70	70	70	70

第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 事業指標および目標値一覧表(令和8年4月改訂)

第3期						目標値					
事業No.	事業名	事業概要	R7 担当課	指標	単位	指標の設定理由 又は できない理由	R7	R8	R9	R10	R11
79	子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長できるように、子どもたちが自ら学ぶ意欲を高め、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高校教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。	子ども育成課	学習支援参加者の高校等進学率	%	国が掲げることも大綱よりことも、若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標として「生活保護世帯に属することも高校等進学率」及び「ひとり親家庭のこどもの進学率」が示されている。本事業における参加者も生活保護世帯やひとり親家庭等の中学生を対象としており、卒業後の就労状況を鑑みるに高校等に進学させることが子供の貧困対策及び子育て支援の観点から有効であると考えられるため。	100	100	100	100	100
80	子どもの体験支援事業	現代社会のデジタル化が進む中、社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが、自らの能力を開発し、将来に夢や希望を持って社会で生き抜く力を習得することで、就職や進学などにつながることを目的として、高校生を対象としたプログラミング教室を実施します。	子ども育成課	教室の満足度	%	令和6年度からの新規実施事業。生徒アンケートにより満足度を測り、当該事業への参加を通しての変化を分析するため。	80	80	80	80	80
81	生活困難者支援	「奈良市くらしのことサポートセンター」では、日常生活や社会生活、あるいは経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題をきっかけ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方と共に考え、寄り添った支援を図っています。相談には、社会福祉士やケア・カウンセラー等専門職が応じ、必要に応じてフードコーディネーター、社会福祉協議会と協議を行うことがあります。就労支援については、自己紹介やビジネススマイル、面接トレーニングなど包括的なノウハウのありと、きめ細かな支援を実施しています。	福祉政策課	-	-	総合計画においても「生活困難などの新規相談件数」を指標にしているが、相談件数の増加を目指しているものではなく、相談支援業務とは課題認識、解決などの支援内容の充実こそ目指すべきであり、該当する指標はないため。	-	-	-	-	-
82	女性問題相談事業	女性問題相談室では、家族・DV・結婚・子育てに関することや家庭の問題、そして自分の自立の方向性について、女性問題相談員が相談に応じます。	共生社会推進課	女性問題相談件数	件	相談件数が増えるということが良いとは一概に言えるものでもないが、奈良市在住の方の、子育てを含む女性問題に関する相談に幅広く対応することで、誰とも置きざせない社会に向けた支援に寄与するため。	1,850	1,880	1,910	1,940	1,970
83	女性のための無料法律相談事業	女性を取り巻く様々な法律問題について女性弁護士が相談に応じます。	共生社会推進課	法律問題相談件数	件	離婚や財産分与等女性を取り巻く様々な法律的問題に、初回無料で対応しています。そのことが糸口となって、問題解決につながり、より女性や子どもが生きやすい社会になるようにすることを目的に設定しています。	45	48	51	54	57
84	市営住宅等における子育て世帯・多子世帯・母子父子世帯向けの入居者募集	市営住宅等の入居者募集において、子育て世帯(小学校就学前の児童がいる世帯)、多子世帯(18歳未満の児童が3人以上いる世帯)、母子父子世帯(20歳未満の子がいる母子父子世帯)に対して、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数を設ける方式を実施します。	住宅課	募集戸数	戸	住宅に困難する子育て世帯等に対して、ゆとりをもちた生活を営むに足る安全で快適な住宅を、低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と福祉の増進に寄与するため。募集戸数については、過去の応募状況等を参考に、その都度、指定管理者等と協議して検討するため、目標値は設定しない。	-	-	-	-	-
85	奈良市フードバンク事業	物価高騰等に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民の集まる「フードバンク」形式で提供します。必要とする家庭にフード(パン)形式で提供します。また、フードロス対策コーディネーターを配置し、新たに食品等の寄附をしていただける団体等を開拓し、賞味期限短い食品を含めた食品等の提供を行います。	子ども育成課	フードドライブの年間実施数	回	当事業はSDGsの目標として挙げられている「1貧困をなくそう」及び「2飢餓をゼロに」をテーマとして食品ロス削減と結び付けて対応することが求められており、食品が必要な家庭に対して十分に食料品を提供したい。事業目的の食品が必要な家庭に対して十分な食料品を提供したいにに対してアンケート等の回答率に左右されない重要な事業の成果指標とする。	82	84	86	88	90
86	こども家庭センター事業	これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て包括支援センターを見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの一体的相談支援機関としてこども家庭センターを創出し、支那の家庭の親しい世帯を積極的に支援するためのサポートプランを作成し、支援の充実を図っていきます。	子ども育成課 子ども家庭支援課 母子保健課	サポートプランの作成件数	件	サポートプランは支援の必要性が高い妊産婦・子ども及びその家庭を中心に支援対象者の課題と解決のため当事者一線に沿った支援方針を作成し、支援計画を立案と相談しながら決定します。関係機関との切れ目ない連携に繋げるため、令和6年4月からも家庭センターが機能として設置され、相談件数ではなく、支援が必要な家庭にサポートプランの作成件数を指標とします。また、奈良市社会的養育推進計画(案)において、整備すべき見込み量としてサポートプランの作成を設定しています。	80	80	80	80	80
87	「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、子どもセンター、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などとの関係機関で連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。	子ども家庭支援課	児童虐待通告時における児童虐待程度・虐待の重い・最重度・重度の割合	%	妊婦から出産、子育て期までの切れ目ない支援施策の充実とともに、子育て世帯にとって身近な相談体制の強化やアウトリーチ型の支援を重点的に行うことにより、虐待の発生を予防し、重症化しないよう支援を行うことを目標とし、児童虐待通告時における児童虐待の程度(重い・最重度・重度)割合を設定する。	5	4.6	4.4	4.3	4.1
88	養育支援訪問	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。	子ども育成課	支援家庭数	世帯数	令和5年度までは、養育支援訪問は専門的訪問とエンゼルサポート事業を合わせて実施していたが、児童福祉法の改正により、エンゼルサポート事業は子育て世帯訪問支援事業となったため、令和6年度からは専門的訪問のみとなり、実績は下がっている。乳児家庭全戸訪問事業後、養育支援が必要な家庭に保健師、養育師、保育士といった専門職が家庭に訪問して支援することで、適切な養育の実施を確保している。事業評価にあたっては、支援実施家庭数及び支援家庭の課題の解決状況で図る必要があるが、外部に公表されるにたり、養育支援訪問を受けた家庭が適宜理由を知る可能性があり、適切な支援につながらないことが懸念されるため、支援家庭数のみを評価する。	75	75	75	75	75
89	つなげる乳児おむつ宅配事業	多胎児を出産された家庭及び10代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、乳児に必要な育児用品等の宅配により、子育て家庭の見守りを実施します。宅配送に、保護士が直接、子育てサービス等の必要な情報提供をすることで、保護者の悩みや心配事の軽減を図ります。	子ども育成課	事業後アンケート	満足度 (%)	多胎児と10代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、おむつ宅配を行い、育児に対する不安の解消を図ります。子育てに不安を感じている家庭の対応者数を明確にすることが難しい。事業の質の評価として「相談しやすかった」と回答する率の90%以上を目指す。	90	90	90	90	90
90	ヤングケアラー相談支援事業	専門のコーディネーターを配置し、当事者、またはその家族、市民の方などからの相談を、電話、面談またはE-mailにより、実施しています。	子ども育成課	研修受講人数	人	ヤングケアラーの支援を進めていくためには、関係の大人等が理解を深め、家庭において子どもが抱えている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要であると考える。奈良市として、ヤングケアラーの支援に向けた施設・介護・医療・教育等の内閣関係で連携プロジェクトチームを設置し、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につながることを必要であるため、市民を含む関係機関への研修を実施し、周知啓発することを設置目標とする。	200	200	200	200	200
91	子育て世帯訪問支援事業(エンゼルサポート事業・子どもケアラーサポート事業)	平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対し、ケア・ヘルパーを派遣し、妊婦の安心や学校入学の不安を解消する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。令和5年9月からは、ヤングケアラーサポート事業を実施し、家事や育児、病気・障害のある児童のお悩みや不安を相談し、適切な支援を行う子ども家庭に、サポートを派遣し、家族の手伝いをしています。	子ども育成課	年間利用日数	人日	子育て世帯訪問支援事業は奈良市では令和5年度から実施し、令和5年度はヤングケアラーサポート事業として実施していました。令和6年度からはエンゼルサポート事業とヤングケアラーサポート事業が子育て世帯訪問支援事業となりまし。第三期利用日数も、子育て支援事業計画において示されている算出方法から目標値を設定します。令和5年度はエンゼルサポート事業と子どもケアラーサポート事業の年間利用日数の合算を実績値としています。	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
92	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、講演やグループワーク、ロールプレイなどを通して、児童の心身の発達の状況等に関する情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談し、情報交換ができる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	特別支援教育推進課	親子関係形成支援事業に参加した世帯数	世帯	子どもにやさしいまちづくりプランに定められた事業であり、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引きにおいて、量の見込みが示されているもの、令和6年度の親子関係形成支援事業開始前年、当市では同様の事業を行っており、その実績を引き継いで量指標を設定した。	16	16	16	16	16
93	社会的養育支援の充実	里親等委託率の向上にむけた取組を推進するとともに、社会的養護の下で生活する子どもたちに健全な成長・発達や自立等を確保するため、入所中から退所後までの一貫した支援に取り組んでいます。また、社会的養護経験者者の自立の促進を行う準備を開始し、必要な情報提供、相談及び助言を行うことにより、この者の支援に関する関係機関との連絡調整を行うとともに、福祉先を失っている場合等においては、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけます。	子ども安心課	①里親等委託率 ②社会的養育自立支援拠点事業相談支援者数	① % ② 人	家庭的養育の推進や社会的養護下にある児童の自立支援に取り組むことにより、社会的養育の推進につながるため。	0.33:32.50	0.39:12.50	0.45:22.50	0.49:52.50	0.56:72.50
94	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母18歳未満(18歳到達後最初の3月31日まで)の子や母のない18歳未満の子を対象に、保険料の自己負担額の一部を助成金として負担を軽減します。(保険適用にならない月や、入院時の食事療養費、生活療養費は除きます。)	子ども給付課	-	-	ひとり親世帯等の経済的な負担を減らすことを目的として、医療費の一部を助成する制度であり、受給者数や助成額の増減を目的とした制度ではなかったため。	-	-	-	-	-
95	ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子世帯の社会福祉協議会の利用等の相談に応じます。	子ども給付課	相談件数	件	子育て支援の観点からは、ひとり親家庭の方が相談しやすい環境が必要であり、件数の増加は相談窓口の周知と利用の促進が図られていると考えられるため。	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650
96	ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援を実施します。	子ども給付課	ひとり親家庭等日常生活支援事業の登録者数	人	必要量は年々利用額が増加しているが、同一利用者が複数回利用していることが多く、従来の延べ利用回数では全体的な事業のニーズが判断しにくい。事業の目標見込として設定するものである。	49	54	59	64	69
97	ひとり親家庭等生活支援事業	奈良市内に在住のひとり親家庭(母子家庭、父子家庭、寡婦)を対象に、講習会の開催や個別支援などを実施しています。	子ども給付課	参加者の満足度	%	毎年事業内容や実施回数が増えるため、一律の結果を測ることは難しいが、アンケートを通じて内容のブラッシュアップやニーズを分析するため。	80	80	80	80	80
98	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援委員会、就職情報提供等の事業を実施しています。また、養育費等相談を実施し、離婚や別居に伴う子どものための養育費等について専門相談員が相談に応じます。弁護士による法律相談も実施しており、養育費等相談とあわせてひとり親家庭等の養育費支援を実施します。	子ども給付課	母子家庭等自立支援プログラム策定件数	件	プログラム策定を行うことで対象者の就労支援につながり、いずれは就労収入を得て母子家庭又は父子家庭の自立を助長するものとなるため。	44	54	64	74	84
99	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するものとして、母子家庭等自立支援センターを設けることにより、教育訓練給付金交付が適切にできる必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。	子ども給付課	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給者数	人	当該事業は、認識の受調後後に受講料の一部を給付するものである。支給者数=訓練終了又は資格取得し、安定して収入の得られる仕事に就く可能性が高まり、母子家庭又は父子家庭の自立を助長するものとするため。	8	8	8	8	8
100	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するもの、養成訓練等に関する必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付すること、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。	子ども給付課	母子家庭等高等職業訓練促進給付金利用者数	人	この制度の対象者は看護士、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するものであり、資格取得後はより安定して収入の得られる仕事に就く可能性が高まり、母子家庭又は父子家庭の自立を助長すると認められるため。	22	22	22	22	22
101	養育費確保支援事業	養育費確保に関する相談を、専門的な助言のできる弁護士との無料相談につなぐこと、養育費を受け取れないひとり親が、養育費確保に必要な手段で発生する手数料等の実費の一部や弁護士活動の着手金の一部を市が負担します。	子ども給付課	弁護士無料相談及び養育費確保支援事業相談件数	件	養育費確保に関する相談件数は徐々に増加しており、件数の増加は相談窓口の周知と利用の促進が図られていると考えられるため。	58	63	68	73	78

第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン 事業指標および目標値一覧表(令和8年4月改訂)

事業No.	事業名	事業概要	第3期				目標値				
			R7 担当課	指標	単位	指標の設定理由 又は できない理由	R7	R8	R9	R10	R11
102	母子生活支援施設設置事業	母子家庭及びこれに準ずる事情にある女性が、経済的・精神的不安定などの理由で、置かれている児童の福祉に欠けることある場合においてその養育者を自ら申込があったときは、母子生活支援施設への入所措置を行います。	子ども安心課	設定不可	—	奈良市子どもの貧困対策計画に定められた事業で、母子家庭及びこれに準ずる事情にある女性を必要に応じて母子生活支援施設への入所措置を行っています。DV等からの保護や自立支援を推進するための施設となっており、入所措置数を目標指標に設定することは適切ではありません。また、入所期間が対象家庭に合わせた様式で検討すべきであるため、評価指標とはしがたい。	—	—	—	—	—
103	児童扶養手当	児童の健全育成を目的とし、父または母と生計を同じくしていない児童や父または母が重度の障がいのある児童を養育している母または父(または、母または父に代わってその児童を養育している者)に手当を支給します。	子ども給付課	—	—	地方自治法上の法定受給事業であり、受給者数の増加が目的とした事業ではないため、目標とする具体的な数値目標は設けられない。	—	—	—	—	—
104	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	障がい福祉課	実利用者数	人	家族が不在時やレスパイトを目的に、障害児を短期間に施設に入所させ、必要な支援を行うための事業であるため。	263	284	304	324	344
105	障害児通所支援	療育の必要性のある児童を児童発達支援センター等の施設に連れ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。	障がい福祉課	障害児相談支援事業所による利用件数 ※事業No.111と同一の指標	%	障害児通所支援等の事業を利用する際に、障害児相談支援事業所による利用計画作成支援の必要な障害児が相談支援を受けているかどうかを把握することが適当であると考えられるため。	60	60	60	60	60
106	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	障がい福祉課	実利用者数	人	居宅での支援が必要な障害児について、入浴・排泄及び食事等の生活全般の支援を実施するため。	1,226	1,261	1,295	1,329	1,363
107	行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害児が対象です。対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。	障がい福祉課	利用者数	人	知的や精神に重度の障害を有する児童が、安全に外出することができるように支援するための事業であり、安全に外出するために必要なものであるため。	307	316	324	333	341
108	みどりの家庭歯科診療	奈良市みどりの家庭歯科診療所において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。	障がい福祉課	—	—	一般の歯科医院での治療が困難な障害児者の口腔内諸疾患の予防を目的としており、対象者の母数を把握することが難しいため。	—	—	—	—	—
109	日中一時支援	家庭の就労支援や一時的な急用を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日中一時で施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	障がい福祉課	延べ利用回数	回	1回ありの単体が一定かつ、原則月4日までという利用回数で設定されており、利用回数での把握で事業規模を容易に確認できるため。	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
110	移動支援	障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会生活上適当でない外出は対象外で、原則として1日の範囲内で終わるものに限ります。 ※病院に入院されている方は、利用できません。	障がい福祉課	実利用者数	人	「短時間で多くの回数」「長時間で少ない回数」など多様な利用形態があり、単価も支援形態によるばらつきが大きい。利用回数や金額よりも、実利用者数が最も事業規模を適切に反映しているため。	1,180	1,195	1,200	1,200	1,200
111	相談支援事業	障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に対し、必要な情報の提供及び助言などを総合的にを行います。	障がい福祉課	障害児相談支援事業所による利用件数 ※事業No.105と同一の指標	%	障害児通所支援等の事業を利用する際に、障害児相談支援事業所による利用計画作成支援の必要な障害児が相談支援を受けているかどうかを把握することが適当であると考えられるため。	60	60	60	60	60
112	親子体操教室	総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	障がい福祉課	延べ参加人数	人	障害児とその保護者の健康の維持・増進の機会として実施している事業であり、延べ参加人数が増えいくことが指標として望ましいため。	1,500	1,620	1,740	1,860	2,000
113	子ども発達支援事業	言語・情緒・行動に発達課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。	特別支援教育推進課	発達相談等を行った実人数	人	保護者や保育者等が言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児の発達について正しい知識を習得し、子どもの育ちを理解し、発達段階に応じた適切なかわりができるよう、関係機関と連携し相談体制を整え、当該幼児の発達を支援することを目標とし、発達相談等を行った実人数を設定する。	750	750	750	750	750
114	長期療養児支援	病気や障害を抱えている児とその保護者らが、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を営むことができるように、専門職等と連携し支援します。	保健予防課	—	—	長期療養児支援は対象者のニーズや緊急度に合わせて対応が必要であり、支援内容は個別性が高く多岐にわたる関係機関等における専門職等と連携して進めていくため、当該訪問回数の増減等の数値指標で評価できるものではないと考える。	—	—	—	—	—
115	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子ども育成課	子育て中の親子の集まる場の利用者数 (年度末時点) ※No.116は同一指標	人	核家族化と都市化が進行する中で、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域に存在しないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が顕著となっている。地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子の集まる場を提供することで、地域の子育て親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る役割を持っていることから、その目的をどの程度達成できているかを確認するため、子育て中の親子の集まる場の利用者数(年度末時点)を指標として設定し。	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920
116	子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月1～2回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子ども育成課	子育て中の親子の集まる場の利用者数 (年度末時点) ※No.115は同一指標	人	核家族化と都市化が進行する中で、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域に存在しないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が顕著となっている。子育てスポット事業は、子育て中の親子の集まる場を提供することで、地域の子育て親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る役割を持っていることから、その目的をどの程度達成できているかを確認するため、子育て中の親子の集まる場の利用者数(年度末時点)を指標として設定し。	134,584	143,168	151,752	160,336	168,920
117	地域に開かれたこども園・幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。	幼児こども園課	—	—	地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実が期待されているが、教育・保育の内容は数値で指標を設定できないため。	—	—	—	—	—
118	公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集まる「場」の提供・情報提供事業、②子育て支援教室・講座(保護者対象)、③体験教室・講座(親子対象)、④体験教室・講座(児童対象)、⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座(市民対象)	地域教育課(奈良市生涯学習部内)	子育て支援に関する事業数	事業	子育て支援に関する事業数を指標とすることで、子育て中の親の課題やニーズに応えながら、公民館が子育て支援の拠点として定着することができると思われるため。	150	150	150	150	150
119	保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	幼児こども園課 子ども育成課	一時預かり事業延べ利用者数 ※事業No120地域子育て支援拠点も包含 一時預かり事業の延べ利用者数も包含	人	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684
120	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。	子ども育成課	一時預かり事業利用者数	人	保護者の就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、地域子育て支援拠点において一時預かりを実施している。保護者が安心して子どもを預けられる制度の利用促進を図るため、一時預かり事業利用者数を指標として設定し。	1,829	1,949	2,069	2,189	2,309
121	病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。	幼児こども園課	病児・病後児保育延べ利用児童数	人	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	1,680	1,741	1,794	1,838	1,882
122	子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を必要と認める期間から、養育・保護を行います。(ショートステイ事業)	子ども安心課	年間延べ利用入回	人日	年々利用者が増加しており、支援体制の確保が必要となる。指標としては、申請者が利用できるための量の確保を設定することとします。また、量の確保だけでなく、親子入所等、入所希望児童支援、重複ショートなど事業の実施も必要である。	300	300	300	300	300
123	利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。	子ども育成課 子ども給付課	利用者支援事業の実施箇所数	箇所	子どもやその保護者、妊娠している方等がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としていることから、相談を行いやすい体制づくりやより広い情報提供を行うために利用者支援事業の実施箇所数を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	19	19	19	19	19
124	子育て世代支援PR事業	子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、子育て情報を一画にまとめたたなご子育て情報ブックを作成・配布するなど、多様な情報を適切に提供するためのPR活動を実施します。	子ども政策課	子ども未来部公式SNS(Facebook・LINE等)・X(旧Twitter)・Instagram等)合計フォロワー数	—	PRという活動の成果を示す指標としては、利用者が能動的に登録をしなければむかつた公式SNSフォロワー数が適当であり、認知度を測る指標としても適切であると思われるため。	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000
125	こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	地域内での交流の機会減少や子育てでの孤立化による不安感を抱える保護者のために、育児相談や本館児児の親子学習会等を実施し、子育て支援の充実を図ります。	幼児こども園課	—	—	子育てに不安を抱える保護者のための育児相談は随時実施しており、数値化することは難しいため指標の設定は行わない。	—	—	—	—	—
126	家庭教育支援事業	子どもと家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭教育力の向上を図るため、公民館を拠点に地域ぐるみ家庭教育支援の仕組みを構築します。	地域教育課	講座参加者アンケートの満足度 ※講座への満足度4段階評価のうち最上位の「満足」と回答された割合	—	現状、子どもと家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭教育力の向上を図るため講座を実施しているが、広報・二回・三回・四回・学習内容を踏まえた講座参加者アンケートの満足度割合を指標とすることで事業内容の更なる充実をめざす。	91	91	92	92	93
127	子ども医療費助成	健康保険に加入している18歳未満(18歳未満(18歳到達最初の3月31日までの子ども)を対象に、保険診療の自己負担額から一部助成金を削り、自己負担を減らす。)(保険適用にならないものや、入院時の食事費・生活費等は除きます。)	子ども給付課	—	—	子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として、医療費の一部を助成する制度であり、受給者数や助成額の増減を目的とした制度ではないため。	—	—	—	—	—
128	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	教育総務課	—	—	国の補助事業であり、国庫補助基準に沿って支給を行っていることから、目標値の設定は適当ではない。	—	—	—	—	—
129	特別支援学級への就学のための必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	教育総務課	—	—	—	国の補助事業であり、国庫補助基準に沿って支給を行っていることから、目標値の設定は適当ではない。	—	—	—	—	—
130	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、その利用の一部を給付します。	子ども給付課	当該集団活動を利用する幼児数	人	本事業の量的拡大を評価する指標として、給付対象となる幼児数が適当であるため。	15	20	20	20	20

